

1. 令和4年度実施校数

【合計28校（25協議会）※プログラム数は計画時点のもの】

小学校		(種類)		(種類)		中学校		(種類)	
中)	盤溪小 (New)	9	清)	清田小 (New) 【真栄小連携】	東)	栄南中	【栄南小連携】		
北)	幌北小	6		清田緑小	白)	東白石中		2	
	新琴似北小	8		真栄小【連携】	南)	定山溪中【連携】		2	
	屯田南小 (New)	4	南)	定山溪小【定山溪中連携】	手)	手稲西中		3	
	太平南小 (New)	4		芸術の森小 (New)		星置中		10	
東)	栄南小【連携】	4	西)	発寒小		高等支援学校			
	札苗緑小	4		手稲東小		南)	みなみの杜高等支援	5	
厚)	信濃小	3		発寒西小					
	ひばりが丘小	5		二十四軒小					
豊)	平岸小 (New)	3	手)	手稲中央小					
	福住小	4		手稲北小 (New)				6	

(事業初年度からの経年推移) ※R2 ( )内の数字は年度当初の契約校数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施校数	3	14	24	30	43	47	12(15)	14	28
内訳	小学校	3	11	19	23	33	36	11(13)	10
	中学校	-	3	5	7	10	10	0(1)	4
	高等支援	-	-	-	-	-	1	1	1
運営協議会数	3	14	24	27	39	41	12(15)	13	25
子どもの参加者数	2,874	6,917	10,239	12,763	16,380	15,913	1,165	1,278	-
プログラム数	31	113	196	228	294	304	32	35	116

2. 事業推進に係る主な取組

① 平日拡大の試行実施

○休日のみの活動から、平日放課後や授業時間まで活動範囲を拡大  
⇒実施校28校のうち23校で平日開催（うち授業時間に実施した学校は19校）。

Point①

平日開催により、これまで課題となっていた参加者の固定化の改善が図られたほか、授業でゲストティーチャーを招聘する際、本事業の活用によりコーディネーター等の地域人材が調整窓口を担うなど、教員の負担軽減に繋がる等の一定の成果がみられた。

② 市教委による主な取組

○学校に対するヒアリング

・未開設校に対して事業説明を行うとともに、今後の事業推進の参考とするべく、学校地域が連携・協働した既存の取組、地域人材との交流状況等をヒアリング。

○実施校の視察

・主に平日の活動を中心に視察（各校最低1回程度の視察を予定）。

○研修会の実施（2月予定）

・事業周知や活動の理解を深めるための研修会を開催予定。現役コーディネーターによる事例紹介形式の実施を検討。

③ 実施校拡大に向けた広報・周知活動

○学校への周知

・サタデースクール通信の発行、事業周知や意向調査を兼ねたアンケートを実施。  
⇒通信では活動現場の生の声を届けられるよう、事例紹介のほか、今年度から新規の取組として学校や地域人材のインタビュー記事を掲載。

○地域への周知

・各区PTA連合会を通じて単位PTAに対し事業周知を実施。

Point②

PTA等から事業に係る問合せが増加。地域の働きかけで平岸小と芸術の森小で新規開設。これまでは学校主体の開設が中心であったが、地域主体の活動の展開がみられるように。

3. 主な活動事例

■福住小学校

土曜日の体験活動として、舞台演出家の方を講師に、コミュニケーションの楽しさを知ってもらうワークショップ形式のプログラムを実施。コーディネーターは地域等で熱心に活動されている方で、その経験を生かしたプログラムの企画や講師の選定が特徴的である。当日は、子どもも保護者や、受付を担当していたPTAの方も一緒に参加し、子どもと大人が協働して即興の演劇を創作するなど、参加者全員が一体となって楽しみながら、表現することの大切さを学べる機会となった。

『土曜日の体験活動』



■屯田南小学校

放課後の保護者懇談の時間を活用して、地域人材を講師とした折り紙体験や読書体験活動を実施。コーディネーターや講師の方は日頃スクールガードとして活動するなど、子どもたちにとって馴染みの面々。講師の姿を見ると、子どもたちが次々に集まり、地域と深い信頼関係が結ばれている様子であった。同校は今年度の新規校。学校として、保護者懇談時の子どもの預かりに悩んでいたため、本事業を通じて地域に依頼。保護者からは、安心して懇談に参加できるほか、地域の方との交流は子どもにとって大変有意義な学びの機会に繋がると好意的な感想が寄せられていた。

『放課後学習支援・体験活動』



■星置中学校

2年生の授業時間において、コーディネーター含む地域の6名の講師によるキャリア教育を実施。生徒にとって、身近で活躍する大人の話は、より現実味を持って真剣に聞くことができた様子で、普段自分たちを支えてくれている地域の方々へ感謝を伝える良い機会にもなった。講師たちも地域の子どもに親しみを持って接しており、参加者双方にとって有意義な時間となった。今回、個々に活躍する地域人材が一同に会したことで、地域のネットワーク形成に寄与することにも繋がった。

『地域人材によるキャリア教育授業』



## 1. 地域学校協働活動とは

幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。文科省の示す主な活動は以下のとおりです。

### 地域住民等の参画による学習支援・体験活動等

全ての児童生徒を対象に、放課後等や土曜日、長期休みに、地域住民の協力を得て、学習支援等を実施（学校のみでは実施できない体験活動や、地域・保護者の方による補習等も実施が可能）。

### 学校における働き方改革に資する取組

これまで学校の教職員が担ってきたものの、地域住民等と協働することで、効果的な活動となる取組の実施（授業や学校行事の準備・運営の補助、校内清掃の参加等）。

（今後導入予定）

【コミュニティ・スクール：CS】  
（学校運営協議会を設置した学校）

※「札幌らしいコミュニティ・スクール」在り方検討委員会を設置し、検討していきます。

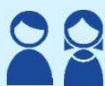


学校運営の基本方針を承認し、必要な取組等を話し合う場

地域等の協力を得て、必要な取組等を形にする活動



他都市の事例では…  
校長、地域の方、保護者、  
地域学校協働活動推進員等が参加しています。



地域学校協働活動推進員  
（コーディネーター）

### 地域学校協働活動（旧サッポロサタデースクール事業）

構成	地域人材（PTA、町内会、地元企業・商店街等）、学校教職員 等 ⇒学校周辺地域で子どもの育成やまちづくりに関わる人材
業務	学校運営協議会で話し合われた育てたい子ども像等（小中一貫した教育グランドデザイン）を共有し、その実現に向け、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を中心に、必要となる取組を実施する。 ・活動の企画・調整・実施 ・スタッフ協力者の募集・発掘 等
活動内容	●体験活動 ●学習支援活動 ●地域交流 ●体力・健康づくり ●学校支援に関する活動 NEW

## 2. 令和5年度 地域学校協働活動推進事業について

サッポロサタデースクール事業は、令和5年度より「地域学校協働活動推進事業」へと移行します。本事業は土曜日の教育活動として平成26年度にスタートし、令和4年度には、活用の幅を広げるため、平日放課後や授業中にも実施できるよう、試行的に取組を拡大しました。

今後はこれらサッポロサタデースクール事業の取組を基盤とした「地域学校協働活動推進事業」により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える環境づくりを一層推進するとともに、社会に開かれた教育課程や、学校の働き方改革の実現、学校が抱える課題等へ効果的に対応するべく、今後導入予定のコミュニティ・スクールと一体的な取組を進めていきます。

### 【これまでのサタデースクールとの変更点】

令和5年度においては、**今年度試行実施しているサッポロサタデースクール事業平日拡大版をベースに**、下記の項目を追加して実施します。

- 学校における働き方改革に資する取組が実施できるよう、活動のメニューに「学校支援に関する活動」を追加
- 従来の学習支援活動や体験活動等の実施にあたっては、**地域等の協力を得て、育てたい子ども像等（小中一貫した教育グランドデザイン）の実現に繋がる取組とすること**

「サッポロサタデースクール事業の実績をもとに活動の参考事例を紹介」

### 🏠 学習支援活動・体験活動



【地域住民による放課後キャリア教育】



【地元大学生等の協力による放課後算数教室】

### 🏠 学校支援に関する活動



【親子参加による学校周辺の環境整備】

- ※ 今後活動として想定できる内容
- 【登下校時や校外学習等における見守り】
- 【校内清掃活動】
- 【児童生徒の休み時間における見守り】

**⇒今ある地域と学校の取組が地域学校協働活動に繋がります。**

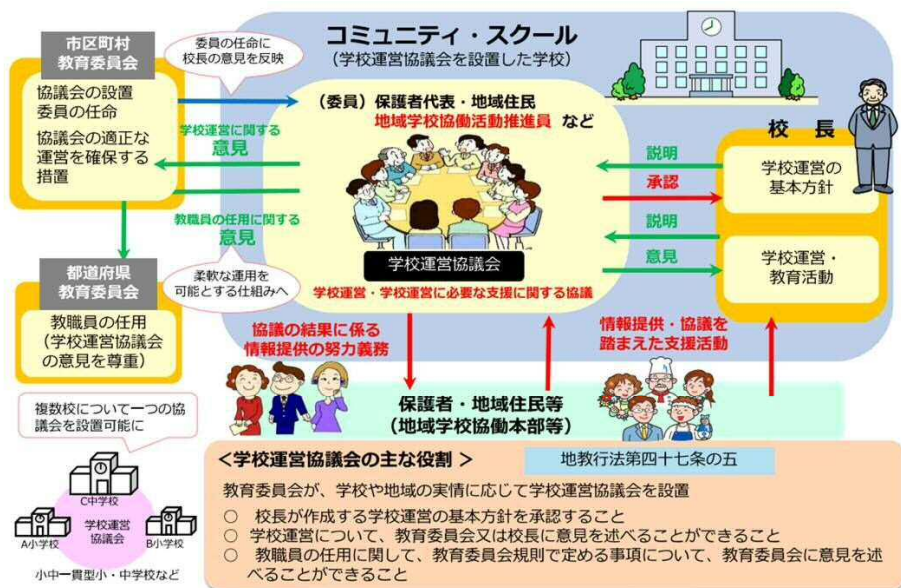
## 1 コミュニティ・スクール制度の経緯

子どもを取り巻く様々な課題に対応するためには、学校だけでなく、家庭・地域が相互に連携協力することがこれまで以上に重要であるとの考えから、平成16年に地教法改正によりコミュニティ・スクールが制度化され、平成29年度からは設置について教育委員会の努力義務となっている。

## 2 コミュニティ・スクールとは

### (1) コミュニティ・スクールの制度概要

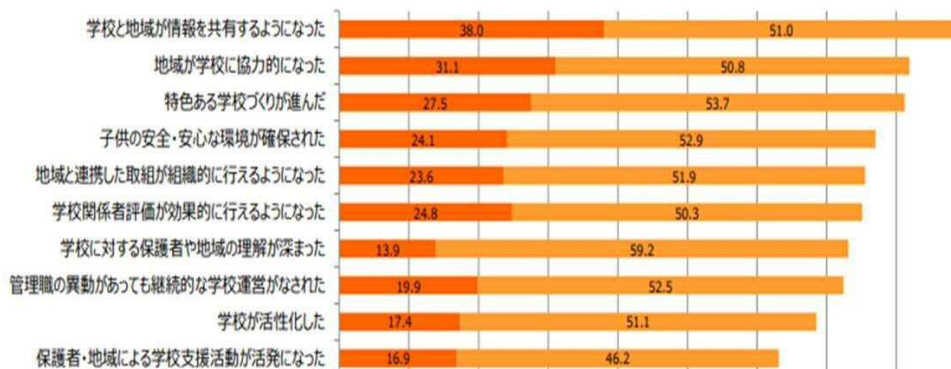
・コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を置く学校のこと。



### (2) 一般的な仕組み

- ・全国ではいろいろな形があるが、一般的な仕組みは以下の通り。
  - 運営協議会の委員は1校15名程度を上限(協議会委員は公務員の身分を持つ)
  - 委員は、校長、地域の方、保護者、地域学校協働活動推進員を必須にしているところが多い。
  - 人選は校長(任命は教育委員会) ※ 校長の応援団を作るイメージ
  - 法定事項以外に「学校評価」や「学校支援活動」を実施。
  - 地域学校協働活動推進員を各校に配置し、学校支援のコーディネーターとして活動していることが多い(配置方法は有償ボランティアなど。人選は校長の場合が多い)。
  - 教育委員会が学校や地域学校協働活動推進員への研修を毎年実施

### (3) CS導入校による成果認識トップ10(文部科学省調査)



### (4) 全国の設置状況

- ・全国の自治体のうち66.9%(1,213/1,813)がCSを導入済み(R4.5時点)
- ・全国の公立学校のうち、42.9%(15,221/35,518)がCSを導入済み(R4.5時点)
- ・また、政令指定都市20市のうち導入済みが14市(R4.5時点)

コミュニティ・スクールを導入している自治体数: 47都道府県内 **1,213自治体** (令和4年5月1日現在)  
(37都道府県、1,164市区町村、12学校組合)  
全国の自治体※のうち、**66.9%**がコミュニティ・スクールを導入

